

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月25日

【会社名】 株式会社北川鉄工所

【英訳名】 Kitagawa Corporation  
(旧英訳名 KITAGAWA IRON WORKS CO.,LTD.)  
(注)平成30年6月22日開催の第108期定時株主総会の決議により、平成30年6月22日から英訳名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 北川 祐治

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 広島県府中市元町77番地の1

【縦覧に供する場所】 株式会社北川鉄工所 東京事業所  
(東京都台東区元浅草二丁目6番6号)  
株式会社北川鉄工所 名古屋支店  
(名古屋市中川区上高畑二丁目62番地)  
株式会社北川鉄工所 大阪支店  
(大阪市住之江区北加賀屋三丁目2番9号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 北川祐治は、当社の第108期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。